

統計法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文
 ○統計法施行令（平成二十年政令第三百二十四号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第三（第四条関係）

別表第三（第四条関係）

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員構成並びに個人の職務態	(略)	(略)	(略)
様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計	(略)	二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）） 、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等	(略)

基幹統計	事務の区分	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
学校の教員構成並びに個人の職務態	報告義務者に係る事務	一 報告義務者（都道府県の教育委員会が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務
様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計	調査票の配布、収集、審査等に関する事務	二 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）） 並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百二十四条第一項に規定する各種学校（別表第四の一の項において「専修学校	二 前号に規定する調査票の収集に関する事務 三 第一号に規定する調査票の審査に

(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（別表第五において「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下この表及び別表第四の一の項において同じ。）として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>三・四（略）</p>
(略)	(略)	

その他	調査票の集計に関する事務	
六 文部科学大臣、他の	五 第二号に規定する調査票及びこの項第四欄第五号の規定による集計に係る集計表の集計に関する事務	<p>等」という。）をいう。以下この表において同じ。）として文部科学省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の配布に関する事務</p> <p>三 前号に規定する調査票の取集に関する事務</p> <p>四 第二号に規定する調査票の審査及びこの項第四欄第一号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p>
六 都道府県の教育	五 第一号に規定する調査票の集計に関する事務	<p>四 都道府県の教育委員会に対する調査票の送付に関する事務</p>

の事務

- 都道府県の教育委員会及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務
- 七 市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務
- 八 都道府県の区域における調査の広報に関する事務
- 九 市町村の教育委員会の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務
- 十 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
- 十一 文部科学大臣に対する調査票、集計表その他関係書類の提出に関する事務
- 十二 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務
- 委員会及び他の市町村の教育委員会との連絡に関する事務
- 七 市町村の区域における調査の広報に関する事務
- 八 都道府県の教育委員会に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務
- 九 都道府県の教育委員会に対する集計表その他関係書類の送付に関する事務
- 十 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

別表第四（第四条関係）

一 学 校 教 育 行 政 に 必 要 な 学 校 に 関 係 する 基 本 的 事 項 を 明 確 に す る こ と を 目 的 と す る 基 幹 統 計					
	(略)				
	一 報告義務者 (公立及び私立の学校が廃止されたときの調査に係るものに限る。) の指定に関する事務	事務の 区分	都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	市町村長が 行う事務
				市町村の 教育委員 会が行う 事務	

別表第四（第四条関係）

一 学 校 教 育 行 政 に 必 要 な 学 校 に 関 係 する 基 本 的 事 項 を 明 確 に す る こ と を 目 的 と す る 基 幹 統 計					
	報告義務者に 関する 事務	事務の 区分	都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務	
	一 報告義務者 (公立及び私立の学校(学校教育法第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)、専修学校等及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(市町村長が 行う事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
その他 の事務	
九 都道府県の 教育委員会及 び市町村長に 対する調査票 の用紙その他 調査のために 必要な物品の 事務	七 調査票（都 道府県知事が 作成すべきも のとして文部 科学省令で定 めるものに限 る。）の作成 に関する事務
四 文部 科学大 臣に対 する第 一号に 規定す る事務	三 文部 科学大 臣及び 都道府 県知事 との連 絡に関 する事 務
七 市町村 の教育委 員会に対 する調査 規定す る事務	六 文部科 学大臣、 都道府県 知事、他 の市町村 長及び市 町村の教 育委員会 との連絡 に関する 事務
四 文部 科学大 臣に対 する第 一号に 規定す る調査	三 文部 科学大 臣及び 市町村 長との 連絡に 関する 事務

送付に関する事務	十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務	十一 市町村長の行う調査に関する事務の把握に関する事務	十二 文部科学大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務	十三 文部科学大臣に対する第四号及び第七号に規定する調査票その他関係書類の提出並びに都道府県の教育委員会に対する関係書類の送付に関する事務	五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に	八 市町村の区域における調査の広報に関する事務	九 都道府県知事に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務	十 文部科学大臣に対する第四号に規定する調査票(学	票の用紙その他調査のため必要な物品の送付に関する事務	票(第二号に規定するものを除く)の提出に関する事務	五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に
----------	--------------------------	-----------------------------	---	---	---------------------------------------	-------------------------	--	---------------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------------------

二 (略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

二 (略)	
(略)	
(略)	事務 十四 前各号に 掲げる事務に 関する書類の 作成及び保管 その他前各号 に掲げる事務 に附帯する事 務
(略)	
(略)	校が廃止 されたとき の調査に 係るものを 除く。の提 出に関する 事務 十一 都道府 県知事に対 する関係書 類の送付に 関する事務 十二 前各 号に掲げる 事務に 関する書 類の作成 及び保管 その他前 各号に掲 げる事務 に附帯す る事務
(略)	

別表第五（第四条関係）

学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員並びに健康及び健	事務の区分	都道府県知事が行う事務	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五（第四条関係）

学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員並びに健康及び健	事務の区分	都道府県知事が行う事務	都道府県の教育委員会が行う事務	市町村の教育委員会が行う事務
調査票の配布、取集、審査等に関する事務	報告義務者に関する事務	一 報告義務者（都道府県知事が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に関する事務	一 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるもの）の調査に係るものに限る。）の作成に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるもの）の調査に係るものに限る。）の作成に関する事務
調査票（都道府県知事が調査すべき学校（学校教育法第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び幼稚園をいう。以下この表において同じ。）として文部科学省令で定めるもの）の調査に係るものに限る。）の作成に関する事務	一 報告義務者（都道府県知事が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に関する事務	一 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるもの）の調査に係るものに限る。）の作成に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるもの）の調査に係るものに限る。）の作成に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が行う事務）
調査票（都道府県知事が調査すべき学校（学校教育法第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び幼稚園をいう。以下この表において同じ。）として文部科学省令で定めるもの）の調査に係るものに限る。）の作成に関する事務	一 報告義務者（都道府県知事が選定すべきものとして文部科学省令で定めるものに限る。）の選定に関する事務	一 調査票（都道府県の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるもの）の調査に係るものに限る。）の作成に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が調査すべき学校の職員として文部科学省令で定めるもの）の調査に係るものに限る。）の作成に関する事務	一 調査票（市町村の教育委員会が行う事務）

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	

その他 の事務	
五 文部科学大臣、他の都道府県知事並びに都道府県及び市町村の教育委員会との連絡に関する事務	査に係るものに限る。)の配布に関する事務 三 前号に規定する調査票の取集に関する事務 四 第二号、この項第四欄第一号及びこの項第五欄第一号に規定する調査票の審査に関する事務
六 都道府県及び市町村の教育委員会に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務 七 都道府県の区域における調査の広報に関する事務	知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務
三 都道府県知事との連絡に関する事務 四 前三号に掲げる事務に類する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務	知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務
三 都道府県知事との連絡に関する事務 四 前三号に掲げる事務に類する書類の作成及び保管その他前三号に掲げる事務に附帯する事務	知事に対する前号に規定する調査票の送付に関する事務

八 文部科学大臣 事務 に対する調査に 関する事務の実 施状況その他必 要な事項の報告 に関する事務
九 文部科学大臣 に対する第四号 に規定する調査 票その他関係書 類の提出に関す る事務
十 前各号に掲げ る事務に関する 書類の作成及び 保管その他前各 号に掲げる事務 に附帯する事務